

神の木公園、台町公園特記仕様書

1 神の木公園概要

所在地	神の木公園：神奈川県神之木台 13 台町公園：神奈川県高島台 29
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>神の木公園は昭和 17 年 4 月 1 日に公開された公園で、周辺には、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域に隣接しており、戸建住宅や集合住宅などが多く、地域の貴重なオープンスペースとなっています。</p> <p>また中学校が隣接しており、生徒の園内の利用が多く、また斜面に位置しており、公園内の高低差が大きく斜面の植栽林や園路が多いです。</p> <p>平成 26 年度神の木公園野球場外周フェンス更新 平成 27 年度神の木公園時計設置</p> <p>台町公園は昭和 33 年 4 月 1 日に公開された公園で、横浜駅から近く交通の便が良いため、野球場の利用が多いです。また公園の中で、野球場面積の占める割合が大きく、斜面地も多いです。</p>
面積	神の木公園：42,634㎡（地区公園） 台町公園：11,422㎡（近隣公園）
有料施設	<p>（神の木公園、台町公園共通）</p> <p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 面 1 時間1,300円、</p> <p>対象種目 少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3 月の第 3 土曜日～12 月第 3 日曜日※ 1</p> <p>休場日 毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
付帯設備	<p>神の木公園：野球場（1 面）、管理棟、トイレ、樹林地、展望台、植栽帯区、遊具ほか</p> <p>台町公園：野球場（1 面）、管理棟、トイレ、遊具ほか</p>
電気設備等	<p>1 屋内照明設備 （1）公園管理棟 （2）トイレ</p> <p>2 屋外照明灯</p>

※ 1

3 月第 3 土曜日～5 月 15 日、8 月 16 日～12 月第 3 日曜日	9:00～17:00
3 月第 3 土曜日～5 月 15 日、8 月 16 日～12 月第 3 日曜日の第 2、第 4 月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～17:00
5 月 16 日～8 月 15 日	9:00～19:00
5 月第 4 月曜日、6 月～7 月の第 2、第 4 月曜日、8 月第 2 月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点 検	照明設備	建物内	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	分電盤・園内灯	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
	節水装置	トイレ	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
修 理	照明設備	建物内	ランプ交換	点検時・随時
	園内灯設備	公園園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、北部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、北部公園緑地事務所に提出してください。北部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(4) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、両公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長 1 名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(5) 高圧受変電設備について

従来どおり、横浜市で管理をするため、点検等の際には指定管理者は協力をお願いします。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は北部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、翌月 30 日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年 1 月 31 日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず北部公園緑地事務所と実施し、確定次第 PDF 化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年 5 月 31 日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3 月決算以外の指定管理者の場合には北部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(10) 野球場の利用種目について

野球場は狭あいであるため、ソフトボール及び少年軟式野球のみの利用としています。

(11) 両公園の路上駐車について

駐車場がありませんので、特に有料施設利用者に対しては、公共交通機関の利用を徹底してください。

(12) 神の木公園

ア 指定管理区域について

維持管理水準書に提示した区域の管理運営をお願いいたします。なお、東側外周園路については、道路移管予定があります。

イ 公園内集会所について

指定管理区域外とします。地域団体と協議し、管理運営範囲の確定をお願いいたします。

ウ 倉庫について

現在現指定管理者が使用しています。次期指定管理者が使用するかどうかについては、北部公園緑地事務所と事前協議の上、決定してください。

(13) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式 24 記載事項）

(1) 2 つの公園を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。

(2) 神の木公園近隣には住宅地や小中学校等の文教施設も多く、児童利用が多い公園ですが、公園の魅力向上を踏まえた児童向け取組を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

- (4) 神の木公園・台町公園ともに斜面地が多く、安全対策の取組が必要となっています。その取組について、斜面地の活用も含め応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (5) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書にどのような施設を設置し、どのような効果が見込まれ、いつ設置するか等を記載してください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。